

京都市日野野外活動施設条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第119号）（教育委員会事務局指導部生徒指導課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市日野野外活動施設の管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市日野野外活動施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 梶本頼兼

京都市条例第119号

京都市日野野外活動施設条例の一部を改正する条例

京都市日野野外活動施設条例の一部を次のように改正する。

第9条を削る。

第8条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第5条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 野外活動施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 野外活動施設の維持管理に係る業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市日野野外活動施設条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市日野野外活動施設条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第4条	第5条
第6条第1項	第7条第1項

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)